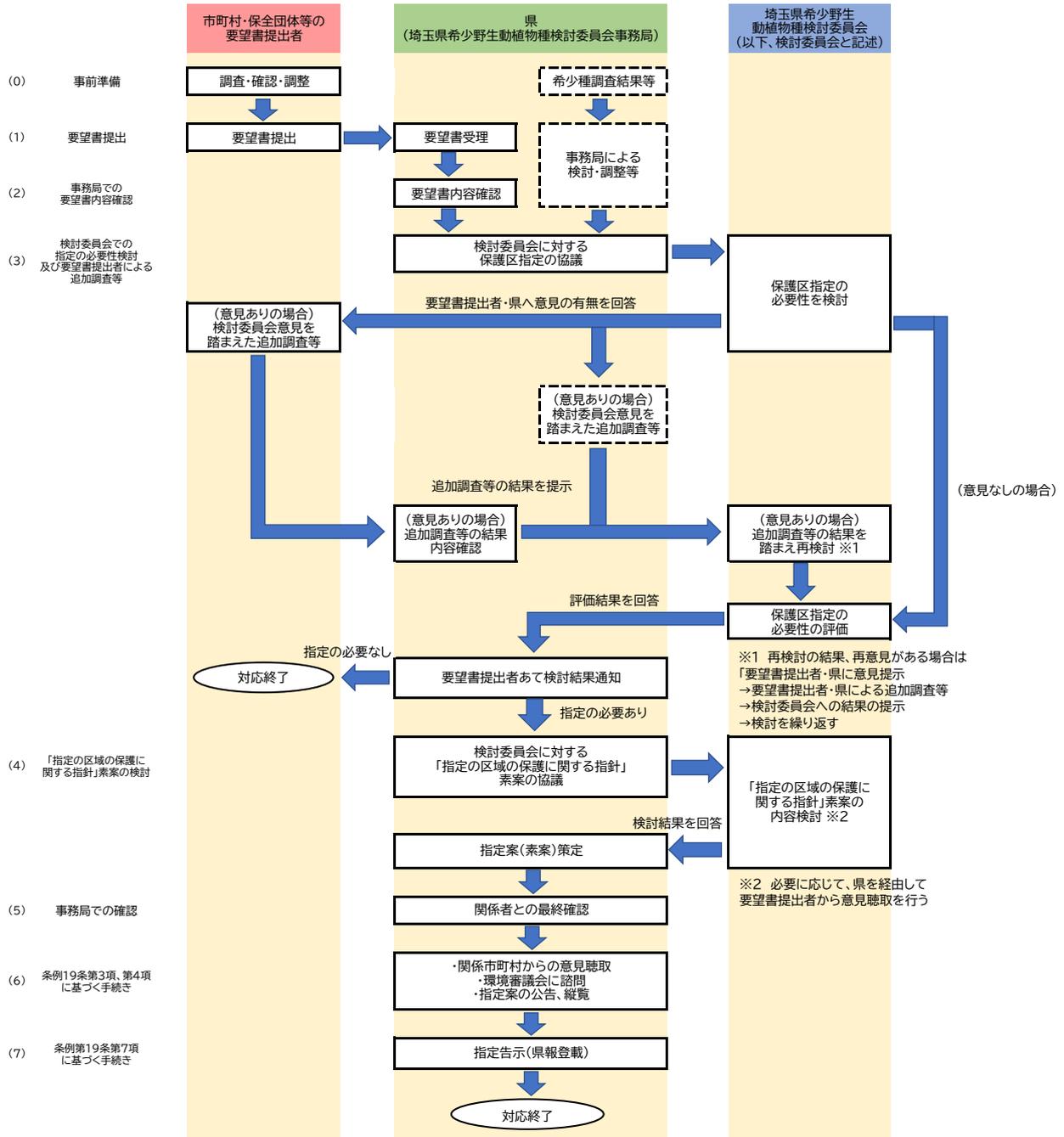


「希少野生動植物保護区」の指定について(フロー図)

◆指定の流れ



◆項目別概要

- 事前準備**
 - 市町村や保全団体等により、(専門的知見による)希少種調査、土地規制等の確認、関係者(土地所有者等)との調整が行われる。(※確認・調整項目は事務局から提示)
 - また、
 - 事務局が委託等により実施する希少種調査や巡視等の結果、急激な環境変化等が予想できる。
- 要望書提出**
 - 市町村や保全団体等から県(みどり自然課)に対し要望書が提出される。
 - また、
 - 事務局による保護区指定の必要性の検討、土地規制等の確認及び関係者(地元市町村や土地所有者等)との調整等が行われる。
- 事務局での要望書内容確認**
 - 事務局による要望書内容の確認(※現地確認、他法令による規制有無の確認を含む)
- 検討委員会での指定の必要性検討及び要望書提出者による追加調査等**
 - 保護区指定の必要性、管理地区等について検討する。(※必要に応じて現地確認)
 - ↓
 - 検討委員会意見を踏まえ追加調査等を実施し、委員会へ追加調査等の結果を提示する。
- 「指定の区域の保護に関する指針」*素案の検討(※(3)で指定の必要性ありと判断された場合)**
 - 事務局から協議された指針素案の内容を検討委員会において検討する。(※必要に応じて、要望書提出者から意見聴取を行う)
 - 事務局は、検討委員会の検討結果を踏まえ指定案(指定の区域、指定に係る県内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案)の素案をとりまとめる。

*「指定の区域の保護に関する指針」: 県内希少野生動植物種の個体の生息・生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするもの
- 事務局での確認**
 - 土地所有者や市町村等との最終確認
- 条例19条第3項、第4項に基づく手続き**
 - 保護区の指定や管理地区の指定について関係市町村からの意見聴取及び環境審議会に諮問
 - 指定案の公告、縦覧
- 条例第19条第7項に基づく手続き**
 - 環境審議会の答申等を受けて指定告示